

## 第151回統計委員会（書面開催）議事結果

1 日付 令和2年6月5日（金）～7月28日（火）

### 2 審議参加者

#### 【委員】

北村 行伸（委員長）、椿 広計（委員長代理）、岩下 真理、川崎 茂、神田 玲子、清原 慶子、佐藤 香、嶋崎 尚子、白塚 重典、津谷 典子、中村 洋一、宮川 努

#### 【説明者】

総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官室

総務省統計委員会担当室

厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

### 3 議事

（1）諮問第141号「毎月勤労統計調査の変更について」

（2）「令和3年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」（素案）について

### 4 議事の状況

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、第151回統計委員会は書面開催として行われた。

#### （1）諮問第141号「毎月勤労統計調査の変更について」

資料1-1、1-2及び1-3に基づき、書面による審議が行われた。

委員から提出された意見と、それに対する対応方針等は、別紙1のとおり。

また、内閣府から別紙2のとおり意見が提出されている。

これを踏まえ、北村委員長が次のとおり取りまとめを行った（令和2年6月17日）。

#### ア 特別調査の令和2年実施の中止

委員の意見を踏まえると、調査員調査による特別調査の実施は困難であることについて一定の理解が得られていると判断する。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響下における小規模事業所の実態把握は重要であり、調査員調査に比べて精度が低下したとしても、郵送調査等により実態の把握に努めることは必要である旨の指摘が多数見られた。

さらに、中止の諮問に対し、内閣府よりGDP四半期別速報や年次推計に必要なデータを得る観点から、郵送調査の実施が望まれるとの意見提出も行われた。

そのため、改めて、厚生労働省に対し、1～4人規模の事業所について郵送調査等による実態把握の可能性について、次回の統計委員会までに検討し報告するよう要請する。

#### イ 調査方法の変更

第二種事業所の調査において郵送調査の併用が可能となるよう変更することについては、構成員の賛同が得られたことから、変更は適当と判断する。

#### (2) 「令和3年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」(素案)について

資料2に基づき、書面による審議が行われた。

委員から提出された意見は、別紙3のとおり。

委員からの意見等を踏まえ、委員長において、必要な加筆・修正を行い、本建議を取りまとめることとされた。

## 第 151 回統計委員会 諮問第 141 号に対する質問・意見及び回答

委員名	清原慶子
-----	------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
資料 1-1 資料 1-2 別 紙 資料 1-3	P3  P1-2	<p>○「今回の変更内容①特別調査について、令和 2 年は中止」 について</p> <p>・現在進行中のコロナ禍で、特に小さな事業所は雇用や事業継続において厳しい状況と推測できることから、行政として、この厳しい実態を的確に把握することが、今は真に必要であると考えます。一方、従来 of 調査員調査による方法での実施は、小さな事業所を的確に把握する方法として良い方法ではありますが、現下の新型コロナウイルス感染症対策のため特に「社会的距離」の確保が要請される状況では実施困難であることを理解できます。また、事業主も現下の状況への対応に苦慮していることが想定されることから、調査の実施が迷惑をかけることも想定されます。そこで、今回に限り、特別調査の中止はやむを得ないと判断します。</p> <p>・しかしながら、従来 of 利活用の状況を鑑みる時、何らかの実態を把握するデータは必要であることから、中止の影響を最小限にするため、厚生労働省には、行政記録情報や他統計の活用などの代替策を考える必要があると思います。とはいえ、そのような代替可能な統計情報があるならば、これまで特別調査は実施していないでしょうから、十分な代替情報が</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>特別調査の中止にご理解いただきありがとうございます。</p> <p>特別調査を中止した場合の代替策については、改めて検討の上、次回の委員会で報告させていただき、説明責任を果たすように努めてまいります。</p>

		<p>ない可能性も十分あり得ます。郵送調査の実施を含めて可能な限りの検討は必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月勤労統計調査についてはこれまでの経緯もあり、社会的に機能が再認識され、注目されています。今回の決定の経過と特別調査を中止することによる影響への対応について、しっかりと説明責任を果たすように努めていただきたいと思います。</li> </ul>	
<p>資料 1-1 資料 1-2 別紙</p>	P4	<p>○「<u>今回の変更内容②第二種事業所（5～29人規模の事業所）の調査において、郵送調査が可能となるよう変更</u>」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第二種事業所についても、調査員調査で対応していたことから、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、調査員による調査に困難があることは明らかです、そこで、「事業主が調査票を都道府県に郵送することにより調査することができるようにする」ことは有効であり、適切と判断します。</li> <li>・もちろん、郵送調査にも一定程度の課題があることは予測できますので、電話による相談体制を整備するなど、事業主が調査票の記入等で困らないような環境整備が必要であり、都道府県への適切なマニュアル等の提供は不可欠であると考えます。</li> </ul>	<p>(厚生労働省)</p> <p>郵送調査の導入にご理解いただきありがとうございます。御指摘の点を踏まえながら、適切に調査を実施してまいります。</p>

委員お名前	宮川 努
-------	------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
資料1-1	3～4	5～29 人規模の事業所について郵送調査にする可能性があるのなら、29 人以下の事業所をまとめて郵送調査にすることはできないのか。今回は無理だとしても、実施時期も含めもう少し柔軟な対応を考えた方がよい（今年は調査員調査は無理だということとは理解している）。	（厚生労働省） 調査員調査の実施が困難であることについてご理解いただきありがとうございます。 特別調査の今後の対応については、調査方法の見直しも含め、今後検討を進めてまいります。

委員お名前	川崎 茂
-------	------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
資料1-1	4	特別調査の調査設計を考えると、この調査は毎月勤労統計調査の中で最も調査員業務の負荷の大きいものであることは理解できる。現下のコロナウイルス問題に伴う行動抑制や不安感がある中で、今年度の特別調査を中止することは、調査を取り巻く環境に関する調査実施者の総合的な評価・判断に基づくものと推察されにに基づくものと考えられ、やむを得ないものとする。しかし、特別調査から得られる統計は、雇用・賃金に関する統計全体の中でも重要な役割を担っていることから、中止された場合においても、何らかの補完的な情報が得られるよう配慮が必要	（厚生労働省） 特別調査の中止にご理解いただきありがとうございます。 特別調査を中止した場合の補完的な情報をどのように得るかについては、改めて検討の上、次回の委員会で報告させていただきます。 また、調査員への依存度の少ない調査方法についても、今後検討を進めてまいります。

		<p>である。また、これを契機として、今後の同様な事態に備え、調査員への依存度の少ない、安定的に調査が実施できる方法を検討する必要がある。なお、特別調査の中止は統計利用者等に影響を生じることから、調査実施者においては、中止せざるを得ない背景・理由、中止に伴う統計上の対応策等について、利用者等に分かりやすく伝える必要がある。</p>	
資料 1-1	5	<p>調査員による実地調査が困難な状況においても、確実に調査を行うことができるようにするために、郵送調査方式を導入することは必要なことであり、適切と考える。ただし、この変更によって、回答の記入精度や回収率に影響を与える恐れがあるので、調査実施者においては、調査対象者との緊密な意思疎通、適切な督促などにより、統計の正確性の確保に万全を期する必要がある。また、事後に調査方法の変更がどの程度統計に影響を与えたか、分析してほしい。</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>郵送調査の導入にご理解いただきありがとうございます。御指摘の点を踏まえながら、適切に郵送調査を実施してまいります。</p> <p>また、郵送調査への変更による影響については、その実施状況を踏まえて検討してまいります。</p>

委員お名前	白塚重典
-------	------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
資料1-1		<p>本年の毎月勤労統計調査・特別調査を中止することはやむを得ない。ただし、今後、調査員調査が困難となる事態が発生することは十分考えられうることであり、より安定的な調査方法への移行を検討していくことが必要。これは、本統計に限らず、調査員調査に依存している統計調査に共通した課題である。この点は、行政情報の活用など、より抜本的な対応を政府全体として検討していくことを、何らかの形で公表し、対外的にもコミットする必要がある。</p>	<p>(厚生労働省) 特別調査の中止にご理解いただきありがとうございます。 調査員調査のより安定的な調査方法への移行については、今後検討を進めてまいります。</p> <p>(総務省) 今回、素案として提示された「令和3年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」においても、「(1) 政府統計を安定的・継続的に作成・提供等していくための重点事項」－「②ビッグデータ等の活用の加速とデータ人材の確保・育成」において「・ ビッグデータ等や行政記録情報の試行的な活用の促進」を記載して統計委員会における建議としてコミットメントがなされているものと考えます。</p> <p>また、去る6月2日に閣議決定された基本計画では「なお、総合的対策の提言においても、各府省は、行政記録情報を保有する政策部局の協力も得ながら、既存の統計の補完や代替、母集団情報の整備に活用できる行政記録情報や業界統計等の民間統計について、今後3年間で集中的な洗い出しを行うとともに、速やかに試行的な活用を行い、5年以内に可能な限り実装すること、これまで統計作成に用いられてこなかった民間データについて、そのデータ特性を踏まえた活用等について、集中的に検討を行うことが求められており、この提言に掲げられた取組を推進す</p>

			る。」と追記されたところであり、政府としても今後3年間を集中的な洗い出し期間として検討をすすめることになっていきます。
--	--	--	---

委員の名前	津谷 典子
-------	-------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
1-1 及び 1-3	1-1 の 3 頁, 及び 1-3 の 1~2 頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月勤労統計調査の特別調査（常用労働者数1～4名）は今まで調査員調査のみにより実施されてきており、現時点で他の実査方法に切り替えるには時期が遅く、また準備のための時間も十分でないため、令和2年調査については中止することもやむを得ない。</li> <li>一方、令和2年は基準年でもあり、推計に何らかの統計的根拠を与えることができるような他ソースからの補完的データが必要ではないか。例えば、前年（2019年）の常用労働者数5～29名事業所の調査と特別調査との比率（ウェイト）を用いて延長推計（線形内挿）を行うこともひとつのやり方ではあるが、それだけでは十分ではないのではないかと。前年調査の比率が2020年も類似しているという保証はない。むしろ、新型コロナウイルス感染拡大の下で小規模事業者への影響が特に大きいことを考えると、前年とは状況が大きく異なる可能性は否定できない。直接推計に用いないにしても、その推計をバックアップするような別のデータがあれば、推計の信頼性は増すと思う。</li> <li>特別調査の対象である小規模事業所がどれだけ郵送調査に</li> </ul>	<p>（厚生労働省）</p> <p>特別調査の中止にご理解いただきありがとうございます。</p> <p>特別調査を郵送調査とすることについては、ご指摘のとおり精度上の課題がありますが、小規模事業所への郵送調査の実施について改めて検討の上、次回の委員会で報告させていただき、丁寧な説明を行ってまいります。</p>



		<p>答えてくれるのかは分からないが、おそらく回答率はあまり高くないのではないかと。また、前年調査実施以降に開業した事業所は郵送調査の対象にはなりえない。とはいえ、回答率が低く調査の母集団が限られると、収集されるデータに選択性のゆがみが生じる可能性が高くなるという精度上の課題はあるが、他に有効な手立ては思いつかないこともあり、検証の材料として使うことはできると思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎月勤労統計調査については今までの経緯もあるため、政府統計全般への信頼がゆらぐことのないよう、本年の特別調査の中止について、十分な実証的検討をベースとした丁寧な説明が必要だと思う。</li> </ul>	
1-1 及び 1-3	1-1 の 4 頁、 及び 1-3 の 1 頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染拡大が収束していない状況を鑑みると、より多様な実査方法を採用することは必要であることから、毎月勤労統計調査の第二種事業所（常用労働者数 5～29 名）の調査で郵送調査を可能とするよう変更することは、適切である。</li> </ul>	<p>(厚生労働省)</p> <p>郵送調査の導入にご理解いただきありがとうございます。適切に郵送調査を実施してまいります。</p>

委員名前	椿 広計
------	------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
1-1	4	特別調査が調査員調査で現時点で実施できない事情は理解し承認する。しかし、今般の新型コロナウイルス感染リスク抑止のために行われた公衆衛生的対策に起因する勤労状況の激変、特に大きな	<p>(厚生労働省)</p> <p>調査員調査を実施できないことについてご理解いただきありがとうございます。</p>

	<p>影響を受けた可能性のある小規模事業所への影響の実態把握には極めて大きな意義がある。郵送調査で質を確保することは困難と考えることは理解できるが、調査対象や自治体に今般の調査の大きな意義を明確に説明し協力を求めることが必要と考える。すなわち、特別調査においても、種々の困難や不完全性が予想されても、第2種事業所調査同様、郵送調査により必要な統計収集を実施し、実態把握に努めると共に、郵送調査にどのような問題があったかも含め検討することが望ましいと考える。</p>	<p>特別調査を郵送調査とすることについては、ご指摘のとおり精度上の課題がありますが、小規模事業所への郵送調査の実施について改めて検討の上、次回の委員会で報告させていただきます。</p>
--	--	---

委員名前	中村 洋一
------	-------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
1-1	3	<p>5人未満の小規模事業所については、飲食や接客サービス業等が多く、テレワークへの転換も比較的難しいため、コロナの影響が他規模に比べて大きくなった(なる)可能性があります。特別調査が中止されて小規模事業所の情報が全くないこととなれば、雇用者報酬等の推計に支障があります。郵送調査を実施して、何らかの手がかりを得ておくことが必要ではないでしょうか。</p>	<p>(厚生労働省) 特別調査を郵送調査とすることについては、精度上の課題がありますが、小規模事業所への郵送調査の実施について改めて検討の上、次回の委員会で報告させていただきます。</p>
1-1	4	<p>調査員調査が難度を増していることから、郵送調査を代替手段として用意することは適切であると考えます。ただし、調査員調査が可能な地域では、それが原則であることを確認したいと思います。</p>	<p>(厚生労働省) 郵送調査の導入にご理解いただきありがとうございます。今回の調査計画の変更案では、「災害等に起因し、調査員調査を行うことが困難な場合」において、郵送調査を実施することができることとしており、調査員調査が原則であると考え</p>

			ております。
--	--	--	--------

委員名前	神田 玲子
------	-------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
諮問第 141 号の概要	3	1～4人規模の調査は、国際機関や国民経済計算にも利用される重要な統計と考えられる。調査員調査を実施することが困難であるとしても、郵送調査を実施すべきと思われる。回収率の低下がデータに与える懸念はあるが、回収状況やデータ等の状況をみて、場合によっては加工方法で工夫をすることも考慮すべき。また、郵送調査の実施にあたっては、回収率アップのために督促を行うことも重要と思われる。	(厚生労働省) 特別調査を郵送調査とすることについては、ご指摘のとおり精度上の課題がありますが、小規模事業所への郵送調査の実施について改めて検討の上、次回の委員会で報告させていただきます。

委員名前	岩下 真理
------	-------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
01-3		毎月勤労統計調査の特別調査の中止については、やむなしとの判断に賛同します。	(厚生労働省) 特別調査の中止にご理解いただきありがとうございます。 一方、他委員からいろいろな指摘をいただきましたので、代替策について改めて検討の上、次回の委員会で報告させていただきます。

		今後も中止となる可能性がある統計はあると思われしますので、引き続き早めの対応、ユーザーのために少しでも早いタイミングで連絡ができるように、各省庁の方々に取り組んで頂きたい、宜しくお願い致します。	(総務省) 総務省から各府省に対し、「新型コロナウイルス感染症への対応について(通知)」(令和2年2月26日付け総政企第39号の1)等を発出し、承認手続きの弾力的運用等を図っておりますが、引き続き各府省と連携し、早めに周知等が行われるよう取り組んでまいります。
--	--	---	---

委員名前	佐藤 香
------	------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
01-1	3	1～4人規模の零細事業所を対象とした特別調査について、調査員調査が困難であることは、現況から理解できます。また、こうした状況で郵送調査をおこなっても回答者は、いろいろな意味でゆとりのある事業所に偏ると想定され、大きな誤差をもつデータしか得られないと考えられます。以上の理由により、特別調査の中止はやむを得ないと考えられます。	(厚生労働省) 調査員調査による特別調査の中止の判断にご理解いただきありがとうございます。 一方、他委員からいろいろな指摘をいただきましたので、代替策について改めて検討の上、次回の委員会で報告させていただきます。
01-1	4	5～29人規模の事業所を対象とした調査において郵送調査を併用することは、現在の状況から考えると適切と考えられます。	(厚生労働省) 郵送調査の導入にご理解いただきありがとうございます。適切に郵送調査を実施してまいります。

## 毎月勤労統計特別調査 諮問審議における内閣府意見

- 毎月勤労統計特別調査中止に係る諮問審議において、国民経済計算の推計の観点から、内閣府意見を申し上げたい。
- 毎月勤労統計特別調査について、国民経済計算では、年次推計における雇用者報酬及び労働時間数の推計、及び四半期別 GDP 速報における雇用者報酬等の各種計数の 1～4 人規模事業所に該当する部分を推計する際利用している。
- 仮に今年度の調査を完全に中止する場合、空白年ができることとなるが、本令和 2 年（2020 年）は新型コロナウイルス感染症の影響により、1～4 人規模事業所の動向が例年と大きくなることが想定されることから、推計においてトレンド推計等代替的措置を講じることが困難である。
- したがって、本調査を利用する立場としては、郵送による調査を行っていただくことを要望したい。また、必要に応じて、統計委員会に調査結果を報告し、ご審議されることが望まれる。
- 郵送調査を行っていただく場合、2021 年 1－3 月期 1 次 Q E から利用するため、2021 年 4 月末までに公表されることが望ましい。

第 151 回統計委員会 「令和 3 年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議（素案）」に対する御意見

委員名前	川崎 茂
------	------

配布資料 番号	ページ	委員の御意見
2	3	<p>コロナ問題の発生に伴い、統計調査の結果公表スケジュールが維持されるか、かなり危ぶまれましたが、一部の調査を除いては、大きな遅れを回避することができたのは不幸中の幸いだったと思います。</p> <p>しかし、これで安心するのではなく、今後に向けて業務の継続性の確保対策は極めて重要と考えます。</p> <p>この対策については、すでに 2. (1)にある程度の記述がありますが、集計段階の対策が手薄であると感じています。</p> <p>集計に関しては、職場における業務継続性（いわゆる B C P）の観点から、緊急時には府省間で相互に支援が行えるよう、業務の標準化を進める必要があると思います。</p> <p>しかし、現状では標準化について必ずしも明確の位置づけられておらず、この状況では、いざという時に横断的な協力体制を組むことが難しいものと思います。</p> <p>現在の文案では、集計プロセスの品質管理の観点から「システムによるエラーチェック」が盛り込まれていますが、今後の対策としてそれ以上に重要なのは、「集計業務の府省間での標準化推進」であると考えます。</p> <p>そこで、2. (1) の「①統計業務の継続性の確保」の 3 ポツ目 (P.3)にある「システムによるエラーチェックの導入」の前に、「集計業務の府省横断的な標準化」という記述を加えていただきたいと思います。</p> <p>このような標準化を進めることにより、万が一の事態が発生しても、府省間で応援体制を組むことが可能となるだけでなく、平常時においても、府省間の連携確保を通じて正確性・効率性が向上すると考えます。</p>

委員名前	神田玲子
------	------

配布資料 番号	ページ	委員の御意見
2	1	<p>新型コロナウイルス感染症の状況等から見えた課題</p> <p>政府からの感染症関連情報が依然としてPDFでの提供となっており、データの加工が困難である（時系列、年齢別、地域別など）。緊急事態で国民の行動に影響を与えるような重要なデータについては、デジタルで提供し、そのための体制を整えるべきであることを明記してはどうか。また、保健所経由の統計調査については、事実上、調査を実施することが困難な状況となっている。今回の経験を機に、統計調査の体制を見直しの検討を行うことを建議に盛り込むべきではないか。</p>
		<p><b>【上段の御意見を踏まえた修正案に対する御意見】</b></p> <p>コメントに対して、丁寧にご対応していただきましたこと、感謝申し上げます。</p> <p>そのうえで、1つ、お願いがあります。「利用しやすいデータ形式の提供など」を追加いただいたことは大変ありがたいのですが、文章のなかで、新型コロナの感染症情報の提供であることを明記していただきたいと思っています。一般的な緊急時や重要施策については当然ですが、特に、今回の感染症に関して十分な提供が行われているとは言い難いと思っています（米国のCDCやスウェーデンの保健省のホームページと比べますと、残念ながら日本政府のホームページでのデータ提供は弱いと思います）。今後、数年続くといわれる今回の感染症について、是非、今からでも適確な情報提供を国民に対して行っていただくようお願いします。</p> <p>また、同じ文章のなかに「企画・立案に資する」とありますが、企画・立案に加えて、国民に対して情報を十分に提供することが目的です。十分な情報を提供されていないことによって、国民の不安、嘘の情報が回ったりやすくなります。</p> <p>この点も含めて、ご検討いただきますよう、お願い申し上げます。</p>
2	1	<p>緊急事態が起きたときのデータ処理</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響の対処方法については、基幹統計のみならず、一般統計にも広くその影響が及ぶと考えられる。それぞれの省庁で独自の考え方で処理を行うのではなく、処理のあり方についても、統一的なガイドラインを提示する必要があるのではないか。そのことを記述すべきではないか。</p>
2	3	<p>②のビッグデータ等の活用の加速とデータ人材の確保・育成とあるが、ビッグデータの加速と、データ人材の項目は分けて記載した方がよいと思われる。現在の書き方では、あたかも、ビッグデータのための人材の確保・育成を優先させるように読めてしまう。さらに、人材の育成・確保に当たっては、実際には、ビッグデータのデータアナリストに限らず、広く統計一般についての経験を積んだ人材を確保・育成する体制整備を早急に実現すべきことを明記してはどうか。</p>

委員名	清原慶子
-----	------

配布資料 番号	ページ	委員の御意見
2	全体	<p>○「令和3年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議（素案）」について</p> <p>① <u>標記(素案)の概要について賛同します。</u></p> <p>・この間、統計委員会が提起してきている「政府統計の品質向上と信頼回復」への取り組みを本格的に進めようとする時期を迎えている中、新型コロナウイルス感染症対策として、人との接触や移動を抑制する「新しい生活様式」が要請されることとなり、統計調査の実施には配慮が求められ、一部調査の中止や延期などの対応が求められています。そこで、統計改革を推進していくためには、感染症対策が求められているこのタイミングで、来年度事業計画や概算要求に反映が期待される「建議」を提出することは大変に有意義で、素案のおおむねの構成等について賛同します。そのうえで、2点について、加筆を提案します。</p>
	2	<p>② <u>感染症対策に関連して、調査対象者と統計調査員に関連した記述（赤字部分）を提案します。</u></p> <p>・感染症対策が喫緊の課題であるいま、「政府統計は、継続性が重要」との認識に立ち、その継続性を確保するためには、調査対象者や調査員に対する感染症対策を踏まえながら、安全に適切に調査を実施することが求められます。そこで、8行目の「今後も同様の事態が生じ得ることも見据え、将来にわたって高い品質の政府統計を安定的・継続的に作成・提供できるよう、これまで以上に、調査方法等の大胆な改善や、これに関する体制強化を重点的に進める必要がある。」との記述の「これまで以上に」の後の部分に、「<b>調査対象者や統計調査員の安全を確保し、負担を軽減し、適切に調査の実施が可能であるように</b>」といった記述を挿入してはいかがでしょうか。ご検討をお願い致します。</p>
	3～4	<p>③ <u>「個人情報保護」「データの匿名化」などの課題についての記述（赤字部分）を提案します。</u></p> <p>・「(1)新型コロナウイルス感染症の状況等から見えた課題」として、「オンライン調査」の一層の拡大、民間のデータホルダーが保有するリアルタイムデータ、ビッグデータの有用性の認識から、官民のデータホルダーとの連携等による行政記録情報や民間のビッグデータの活用を一層推進する必要の提起は重要です。同時に、「調査の制約やビッグデータの活用に伴い、偏りや欠測など制約のあるデータを取り扱う機会が増えることを踏まえ、これまで以上に統計職員の育成・専門性の向上に取り組む必要があること」、「緊急時や重要施策の企画・立案に資するため、統計の利活用促進により一層積極的に取り組む必要」の指摘も重要です。</p> <p>・これらに加えて、私は、オンライン化や民間のビッグデータ活用の推進の過程に求められる「個人情報保護」「データの匿名化」などの課題についても記述が必要であると認識し、加筆を提案します。</p> <p>・その記述箇所ですが、たとえば、「2 令和3年度の重点分野」において、「(1) 政府統計を安定的・継続的に作成・提供等していくため</p>



		の重点事項」にある「③ 統計の効果的な活用の確保」、あるいは「(2) 政府統計の品質向上、信頼確保等に関する重点事項」の中の「① 統計作成プロセスの適正化」の項目欄に、「適切な個人情報保護とデータの匿名化の確保」といった項目を入れることが考えられます。ご検討をお願い致します。
--	--	--

委員お名前	佐藤 香
-------	------

配布資料 番号	ページ	委員の御意見
2	2	北村委員長には統計リソース建議素案を作成いただき、ありがとうございました。1 (2)の「政府統計の品質向上、信頼確保等」ですが、2で詳細な説明があるものの、1 (1)とのバランスから考えて、この部分でも、もう少し具体的な記述をしておいたほうがよいのではないのでしょうか。

委員お名前	嶋崎尚子
-------	------

配布資料 番号	ページ	委員の御意見
2	4	令和3年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議は、この状況下で、大変重要であり賛同いたします。またこのタイミングで建議することの意義は大きいと考えます。細かな点ですが、以下の点につきましてご検討いただければ幸いです。(2)① 第1項目 「品質が・・・」は文意が明確でないようです。とくに前半部分は、基幹統計と「重要な一般統計調査」が主語のようですが、冒頭「品質が重要政策や多くのユーザーに影響する」が両方に掛かるのか、基幹統計のみなのか不明です。

委員お名前	白塚重典
-------	------

配布資料 番号	ページ	委員の御意見
2		「統計業務の継続性の確保」の中に、行政情報の活用などにより、より安定的かつ効率的に政府統計を作成していく方向性を検討することを明記する。

委員名前	椿 広計
------	------

配布資料 番号	ページ	委員の御意見
2	4	一般統計調査の質保証に関して、重点指向の原則を導入し、「重要な一般統計調査」を導入することは肝要であり賛同する。民間への委託も含めて、プロセス保証のための Minimum Requirement を標準化し府省横断で共有することを期待する。
2	3	欠測・ビッグデータとの融合技術など、海外の統計学専攻等の専門科目水準の知識は、現在公的統計に限らず大きなニーズが発生しており、系統的育成が必要である。一方、専門家育成を担当できる教員もわが国では僅少である。公的統計組織内での教員クラスの人材が育つまでの数年間、実践的教材開発や官学連携なども含めた体制整備が進捗することを期待する。

委員名前	宮川 努
------	------

配布資料 番号	ページ	委員の御意見
2		素案について基本的に異論はないが、オンライン調査の推進などを述べる場合、これまでのオンライン調査の進捗状況や、将来に向けての数値目標などを示した方がよいのではないかと考える。建議で具体的な数値を示さなくとも、委員への説明としては必要であると考えている。